



社会保険労務士法人 ルーチエ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp ☎ 052-211-5185

■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？

◆マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字4桁）の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

【マイナンバーカード総合サイト】

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_expiration5/

https://www.kojinbango-card.go.jp/220401_2/

【厚生労働省「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>

令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点

令和7年度のキャリアアップ助成金のパンフレットやリーフレットが公表されました。4月以降の変更点のポイントについて説明していきます。なお、ここでは大企業の支給額は省略し、中小企業の支給額のみを掲載します。

◆正社員化コースの変更点

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。重点支援対象者とは、雇入れから3年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまでは、「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2期分の合計でそれぞれ80万円、40万円が支給されていましたが、4月からは重点支援対象者に支給されることとなります。

対象以外の人には、1期（6か月）分のみ半額の40万円、20万円が支給されます。なお、新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

◆賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の2区分から4区分に細分化され、助成額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で6.5万円、6%以上で7万円となります。

さらに、職務評価制度や有期雇用労働者等に対する昇給制度の導入を行った場合、1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

◆キャリアアップ計画書の手続きの簡素化

キャリアアップ計画書は、これまでは各コースの取組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届出のみでよいことになりました。

各コースの詳細は、下記のパンフレットやリーフレットで確認できます。支給申請については、当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（パンフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（リーフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469677.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金改正概要リーフレット（令和7年度版）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001450174.pdf>

両立支援等助成金に「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」が新設されました

令和7年度から両立支援等助成金に、「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」が新設されました。既存の不妊治療両立支援コースの支給対象事業主と要件を見直したもので、更年期の心身の不調、月経困難症など女性の健康課題への対応と、仕事の両立を実現するための環境整備に取り組む中小企業を対象にしています。

◆「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の概要

不妊治療と仕事との両立、女性の健康課題である月経に起因する症状や更年期における心身の不調への対応と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療、女性の健康課題対応を図るために利用可能な休暇制度等（休暇制度（多目的・特定目的とも可）・所定外労働制限制度（残業免除）・時差出勤制度・短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務等）を導入し、労働者に制度を利用させた中小企業事業主に助成するものです。この助成金は事業所単位ではなく事業主単位で支給されます。

◆助成金の種類

助成金は、支給要領に定める次の場合に支給します。

イ 不妊治療

不妊治療と仕事との両立支援制度について、労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

ロ 女性の健康課題対応（月経）

月経に起因する症状への対応を図るための制度について、労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

ハ 女性の健康課題対応（更年期）

更年期における心身の不調への対応を図るための制度について、労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、対象労働者がいずれかの制度を5日（回）以上利用した場合に支給する。

助成金を受ける際の詳しい要件などの詳細は、厚生労働省のホームページを確認してください。また、支給申請については当事務所へお気軽にご相談ください。

【厚生労働省「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主等のみなさまへ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「マイカーの業務・通勤使用と会社側のリスクについて」

1. はじめに

マイカーの業務や通勤への使用を、従業員に認めている会社は多くあります。その一方で、交通事故を起こしてしまった場合に、従業員自身だけでなく、会社も事故相手の損害を賠償する責任を問われるという事態がしばしば見受けられます。今回の記事では、どのような場合に会社が責任を負うことになるのかを確認してみたいと思います。

2. 業務使用中の事故

(1) 業務使用を会社が認めていた場合

会社も基本的に事故相手への賠償責任を負います。社用車で事故を起こしたのと事実上同じだからです。

(2) 業務使用を会社が認めていなかった場合

マイカーの業務使用禁止の運用の程度、会社にとってマイカーの業務使用が予測可能だったかどうか等によって、会社も責任を負うかどうか異なるという判断を裁判所はしています。

即ち、規定通りマイカーの業務使用は禁止するという運用がしっかりとられていた場合には、会社の責任が否定される方向に働きます。

逆に、禁止は名ばかりで事実上マイカーの業務使用が黙認されていた場合には、会社も責任を負う可能性が高くなります。

過去の裁判例では、

「上司の許可なくマイカーで工事現場を往復することを禁止しており、公共交通機関を利用することも十分可能であったのに、会社に無断でマイカーを使用した（会社がかかる行為を黙認していたと認めるべき事情もない）」

と判断されたケースでは会社の責任が否定された一方、

「社員の大半が通勤の他、営業所から工場現場への往復にもマイカーを利用して、事故日も上司から直接工事現場に来るよう指示された」

ケースでは、会社の責任が認められています。

3. 通勤途中の事故

業務使用と異なり、会社が通勤使用を認めていた場合でも、裁判所は、基本的には事故相手への会社の責任を否定する傾向にあります。通勤は業務そのものではないからです。

もっとも、マイカーが日常的に会社業務にも使用され、会社もこれを容認・助長していた特別な事情のある場合には、通勤途上の事故についても会社の責任が認められた例があります。

過去の裁判例では、「会社が駐車場を提供していた」ケースや「時折社用にしていた」ケース、「社用使用の際のガソリン代を支給していた」ケース等では、会社の責任が否定されています。

一方で、「車両持ち込み運転手」のケースや「日常的にマイカーを外勤業務に使用しており、会社もガソリン代や維持費等を負担し保管場所を提供していた」ケース、「外勤社員がマイカーで職場のほぼ全員が出席する同僚の送別会に赴く途中事故を起こした（会社がガソリン代や駐車料金の支給等を行っていた）」ケースでは、会社の責任が認められています。

4 実務上のチェックポイント

上記を踏まえ、マイカーの業務・通勤への使用を認めるかを会社で検討する際には、以下のポイントに特に注意していただければと存じます。

- ①マイカー通勤を認める場合でも、通勤以外の業務使用は禁止する
- ②業務使用の禁止は、「形だけの禁止」ではなく、黙認していたと言われぬようルールとして運用する（違反者には注意指導や警告を徹底する等）
- ③通勤以外の業務使用も避けられない場合には、対人対物無制限の任意保険加入を確認の上で、会社が許可した者に限る運用を徹底する

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

今年はゴールデンウィークの数日を南知多のセカンドハウスでゆっくり過ごす予定です。知多半島の先っぽなので、もともと海風がきつい場所なのですが、まったりと穏やかな日もあれば、台風並みの暴風が吹き荒れる日も多いです。この両極端さは、まるでツンデレ女子ですね(笑)。

名古屋と違って、夜は対岸の灯りのみ、朝は海からの太陽の光で目が覚める。南知多は、本当に自然の素晴らしさを実感できる場所だなあ、とつくづく思います。

さてこのゴールデンウィーク、このツンデレさんは、どんな表情を見せてくれるのでしょうか。穏やかなのか、荒れるのか。それとも未知のパターンで来るのか？ 今から楽しみにしています！

石野

■ルーチェゴールデンウィーク休業期間

4月26日（土）～4月27日（日）、4月29日（火）、5月3日（土）～5月6日（火） 計7日

※4月28日（月）、4月30日（水）～5月2日（金）は通常営業しております